

プラチナくるみんの取消の運用について

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となるが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までを含む場合は、新基準を満たしていなくても現行の基準を満たしていれば取消の対象とはならない。

1. 猶予期間の考え方

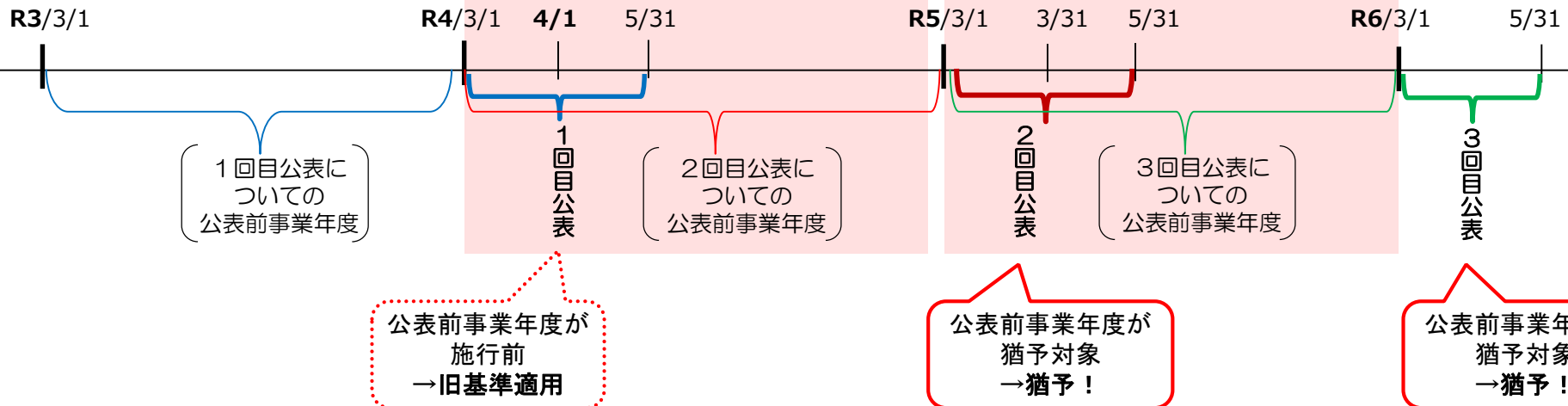
○猶予期間：公表前事業年度が施行日から令和5年3月31日までを含む場合は、当該事業年度分の公表に当たり、旧基準を満たしていれば可とする。

⇒猶予期間が2事業年度をまたぐ場合は、2事業年度分の公表において、旧基準を満たしていれば可となる

例：事業年度が3月から始まる企業の場合

- 1回目公表 …公表前事業年度が新基準適用前なので旧基準を満たしていれば可
- 2回目・3回目公表 …公表前事業年度が猶予期間含むため旧基準を満たしていれば可
- 4回目公表以降 …新基準を満たすことが必要

猶予期間＝新基準適用から1年



2. 「2回連続」の考え方

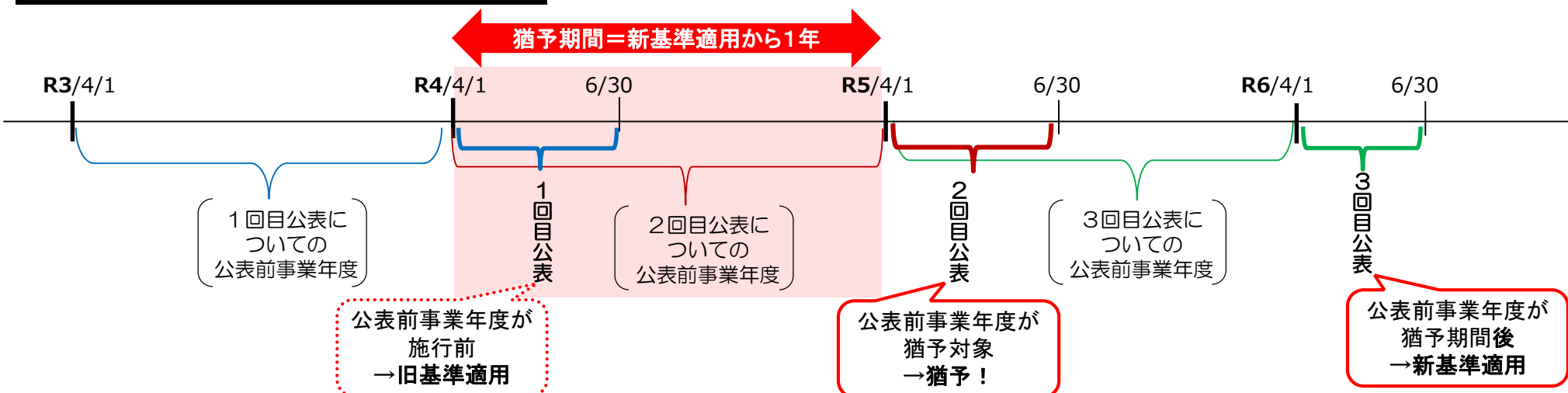
○猶予対象期間に該当する場合は「2回のカウントに含めない」というときの「2回」の考え方

【前提】1回目公表で（公表前事業年度が新基準適用前なので旧基準を満たしていれば可だが）旧基準を満たしていない場合 ⇒ ×1回目

・2回目公表 …猶予期間対象なので旧基準を満たしていれば可 旧基準を満たしていなければ ⇒ ×2回目で取消
旧基準を満たし新基準を満たしていない ⇒ ノーカウント

・3回目公表 …新基準適用（2回目公表がノーカウントでも）今回新基準を満たしていない ⇒ ×2回目で取消
 ※猶予対象期間に過去の×回数がリセットされるものではない

例：事業年度が4月から始まる企業の場合



	1回目公表	2回目公表（猶予対象）	3回目公表（猶予期間後）
○：新基準達成 △：旧基準のみ達成 ×：旧基準も未達成	○、△	○	略
		△	新基準未達成 ⇒ ×（1回目）
		×（1回目）	新基準達成 ⇒ リセット
	×（1回目）	○ ⇒ リセット	新基準未達成 ⇒ ×（2回目）取消
		△	略
		×（2回目） ⇒ 取消	新基準達成 ⇒ リセット
			新基準未達成 ⇒ ×（2回目）取消
			略